

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成18年5月31日京都市条例第1号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）の一部改正により、同条例に基づく特定動物の飼養の許可等に係る事務が廃止されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年6月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年5月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第1号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）の項中

第7条第1項の規定に基づく特定動物の飼養の許可の申請に対する審査	1 件	11,000	を削り、「第18条
第8条第1項の規定に基づく特定動物の飼養の変更の許可の申請に対する審査		7,000	

第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)